

7月13日・奈良大会

# 真実の声を結集し 体制の変革をめざす

新らたな時局下・第8回定時代議員総会

全国青年税理士連盟第八回定時代議員総会（奈良大会）は既報のように来る七月十三日（日）、奈良県文化会館で開催される。

税理士制度の興廢をかけた役員選挙も終り各地の明暗それぞの結果を受けて、われわれはこれから指針を樹立しなければならないのである。一人でも多くの会員が大会に参加し、豊富にして生々しい状況や情報の全国的交換によって、誤りなき現実の認識を先づ果さねばならない。明暗はそれなりの正確な分析からのみ、ゆるぎない対策が生まれてくる。

情勢の優劣はそれとして、われわれは税理士法改正という宿願達成を緊急な課題としているのであり、その前途が多難であることには変わりないのである。

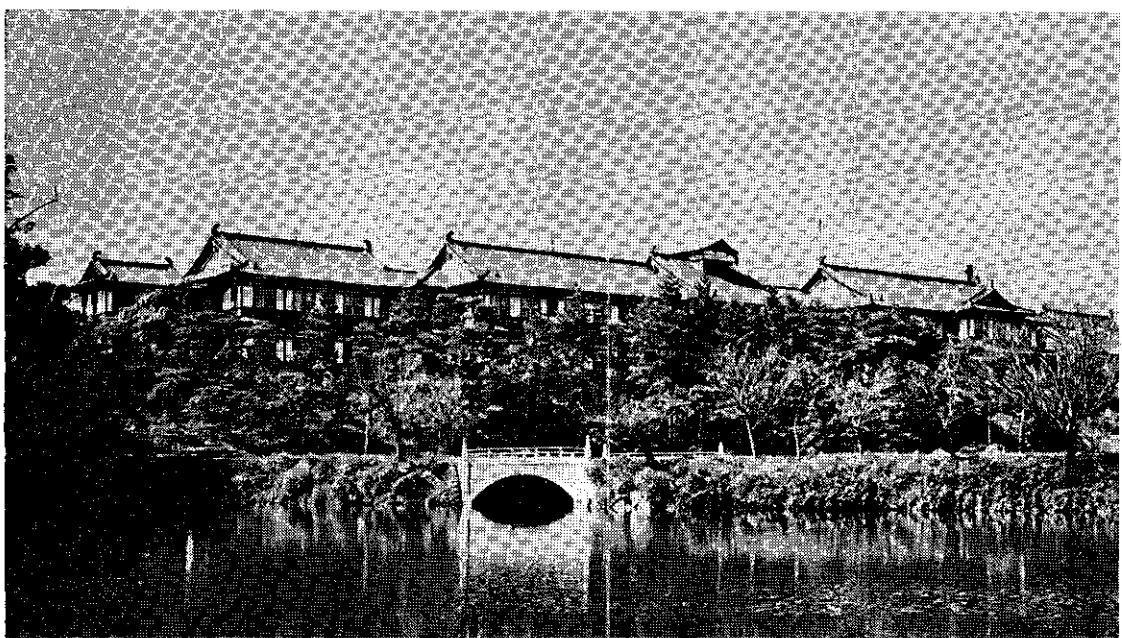
奈良大会も、前年・東京大会で試みた分科会によるシンポジウムで幕明けとなる。テーマは制度問題の追究から業務改善の探求まで、今回も幅広く取り上げられて、この成果を将来への確実なステップとする上からも、全国の会員諸兄が、積極的に参加することをここに強く訴える。

繁忙のひと時ではあるが、その目を帳票から転じ、その手をソロバンから離して、大会に参加しよう。

静かな古都がわれわれを心から待っている。



全国青年税理士連盟	
連盟本部	東京都荒川区南千住
	5-25-14
電話	03(803) 2328
	税理士荻野弘康事務所内
発行人	荻野弘康
会長	荻野弘康
編集	唐木田明雄
広報部長	唐木田明雄



レセプション会場の奈良ホテル本館

# 新しき判例を追求する

——小林裁判準備書面から——

## 応答なき被告

当方（原告）の「原告は被告に對し委任契約上の地位があることを確認する」を主たる内容とした

税理士の委任契約上の地位確認等の請求に対し、先方（被告）から答弁書では、「委任契約の解除については、民法第六五一条が適用されれば、原告訴の主張自体理由がない」とし、顧問契約の無理由解除を主張するとともに、善管義務等について否定している。

そこで、当方としては、第一準備書面において、顧問契約が締結されたに至った経緯、業務内容関与度合い、解除理由に対する矛盾等を具体的に指摘して、善管義務を忠実に履行し、その職責を完した事実を主張したが、現在までのところこれに対する反論はない。

さらに、民法第六五一条の法解釈については、当方の第二準備書面にて、有力な判例を引用し、同条の適用の制限なし排除を主張したのにに対し、先方からの第一準備書面では、單に、「引用した判

例は、本件とは全く事案が異なる」として、表面的な理解にとどまり最も重要な民法第六五一条の適用に関する歴史的な変遷経過を看過している。

同条と顧問契約との関係については、改めて、当方の第三準備書面で、税理士の顧問契約が、単純な委任契約ではなく、業務の多様性、包括性、継続性等の特殊性から、民法第六五一条一項による一方的な解除を許す性質のものではないこと。契約期間は、相当長期的、継続的でなければ十分に任務が果たせないものであり、当事者は、これらを当然の前提としており、特別の背信行為等がない限り、一方的な解除ができないことが慣習になつていてこと。民法第六五一条の生い立ちからしても、本件判例の歴史的な傾向からも、本件に対する無条件適用が排除されるべきであること等を詳細に指摘した。

本件は第一準備書面で、顧問契約の特殊性については、既に明らかにし、第三・第四準備書面においても税理士法、同法基本通達、税法等々から税理士業務の多彩かつ包括性、反覆継続性、当然の有償性、契約期間・契約解除等に関する税理士業界の永年にわたる慣習等について具体的にしかも詳細に指摘した。そして第六準備書面では、民法第六五一条の法解釈について、学説、判例を豊富に引用し、歴史的にも当方主張の正当性の裏付けが明らかにされたが、反

ては、当事者双方に何らかの止むを得ざる事由が在る場合が多く、このようなケースについて今まで争つもりはない。本件は、被告会社代表取締役の作成による当方宛の感謝の意を表わした書面及び親会社長から当方あてた「被告会

社代表取締役の作成による当方宛の感謝の意を表わした書面及び親会社長から当方あてた「被告会社につきましては、種々お世話をになり有難く深謝申し上げます」という書面からも明らかな如く、

感謝はするが、親会社の押し込み販売等の不正目的を達するために邪魔だから解除するという切り捨てご免の考え方がある底にあり、断じて容認できない理由もここにあるのです。

## 被告は核心に避ける

当方は第一準備書面で、顧問契約の特殊性については、既に明らかにし、第三・第四準備書面においても税理士法、同法基本通達、税法等々から税理士業務の多彩かつ包括性、反覆継続性、当然の有償性、契約期間・契約解除等に関する税理士業界の永年にわたる慣習等について具体的にしかも詳細に指摘した。そして第六準備書面では、民法第六五一条の法解釈について、学説、判例を豊富に引用し、歴史的にも当方主張の正当性の裏付けが明らかにされたが、反

論は全くない。

これらは、特に鶴見、井上両弁護士に、税理士の立場で、強力な主張を展開していただいているお蔭であり、すばらしい弁護に日々感謝いたしております。

さるに、今度の法理論の展開については契約法の権威で、わが国が誇る広中俊夫教授を東京青税牧野対策委員長と東北大学法学部研究室にたずね、本件に関し、歴史的裁判を決定づけるご支援をお願いしてまいりました。

本裁判には、全国三万名を超す税理士の顧問契約の実態、業務の内容、慣習等を明確にするために、これまで六〇名の税理士を証人として申請しております。準備書面は既に第七まで提出し、証拠書類は二十一点提出し、本件の本質的な理解の促進に努めているにも拘らず、先方からは第一準備書面が提出されただけの状態です。

## 青税の眞価に感謝

青税は、昨年三月改正された商法に関する、商法体系を乱し、時代の要請に逆行する改悪反対運動の中、中心となつて活動し、根強い地道な運動が効を奏し、参議院で異例の修正を加え現行法に至った輝やかしい実績をもつていて。

また、昨年末の商工会等の「顧問税理士制度」の導入に際しては、中小事業者と税理士制度を守るため、粉碎運動の先頭に立つて行動し、最終的に実施を阻止した功績は特筆されねばなりません。

本裁判についても、三年間にわたり法廷を維持し、税理士制度に關し理解のなかつた段階から、裁判官に、全税理士の社会的地位の向上を目指す事件という認識をいだかしめるまでに向上させたのは正運動上の重要な問題として取上げ、直ちに対策委を設置し、東京税理士会本郷支部対策委と一体となって、契約理論の研究に、実態の解明に、資料の作成のために、平日は勿論のこと、日曜を返上し、或いは合宿をして支援をしていただきた結果であります。

去る六月十六日の第十一回法廷では、全国から頂いた署名の第一次取りまとめ約七五〇名分を証拠書類として提出しました。次回は、来る十一月十七日と十二月十四日の両日いよいよ本人尋問と決定いたしました。

では、全国から頂いた署名の第一次取りまとめ約七五〇名分を証拠書類として提出しました。次回は、来る十一月十七日と十二月十四日の両日いよいよ本人尋問と決定いたしました。

これまでの署名、カンバ、法廷傍聴に感謝いたしますとともに、今後一層のご支援をお願いいたし

第八回定期総会を目前にして当年度をふりかえり、また過年度と比較して、税理士は年毎に制度的基盤を削られ、縮められていることをいよいよ認識させられる。商工会の臨税資格に次ぐ商法運動の敗北的な終束、続いて顧問税理士制度の出現という一連は、決して偶然の連なりではない。しかも日税連の実態とも絡み合い、税理士一般がこれほど身近かに日税連の存在を自覚した時は未だないことである。

#### 破廉恥な大阪選挙

こうした自覚は、制度的危機にうながされたものであり、日税連への失政批評を高めていった。全国税の提唱した顧問税理士制度に反対する署名とカンパの実績があり証左である。折しも役員改選の時期と重なって、大きな影響を及ぼしたのであるが、結果において明暗を東西に分けるものとなつた。

つまり東京で添田日税連会長は敗退し、名古屋にも盟友加茂会長が実現するという状況好転の反面で、大阪では同じく盟友森会員が大差で会長選に敗れてしまったのである。報告によれば官界の選挙干渉は大阪で露骨を極めた。これを不当として当局へ抗議したが、

干涉はむしろ当然という答弁であった(説売新聞)。白昼、堂々と官界に支援された山本候補は、投票駆り出しに白タク代一人当たり五〇〇円を支給したり、自派専属のバッヂを作つて会員を色分けし、組せぬ者には税務調査を集中させると脅かしたとか、買収と供應が横行し低俗にして破廉恥なこと想像を超えるものがあった。

#### 不当干渉の本質

官界の不当干渉の問題は新聞にも報じられ、早速に国会でも糺さ

## 主 張

# 不当干渉を許してはならない

## 総会に良識と情熱を結集しよう

れるところとなつたが(六・十八)、政府の答弁は報道そのものが真実でないというものであつた。しかし東京でも干渉の事実は存在し、おまけに波多野新会長を擁立したもの「アカ」呼ばわりする副会長候補まで出現し、一部税界出身者のバックで当選している。

税理士法改正は、納税者の権利擁護を骨子とする基本要綱の実現がなければならない。これは税制民主化の一環であり、当然にわが国に體制民主化運動に連結するものである。だから税理士の制度造りは、日本の新しい國づくりの一端を形成するものとなるのである。

税理士法改正の運動が納税

問題への危機感を遠避け、法改正への熱意をも会員から奪おうとしたのである。同じく新聞報道によれば警察庁の長官が部下に特定政党を名指しと想像を超えるものがあつた。

訓示している(朝日新聞)。その模様はまるで容疑者扱いであり、公党に対し断じて公僕のるべき態度ではないのである。税理士会に対する官界の不当干渉も、底流に同じものがあり、国会での白々しい政府答弁とは別に、このよう

訓練はまるで容疑者扱いであり、直接に税理士の職域を犯すだけでなく、これが反社会的、反国民的税制構想によつたものだからである。それは本年度の明記すべき事項でもあるが、国会で鮮明となる。それが本年度の明記すべき事項でもあるが、国会で鮮明となる。それは本年度の明記すべき事項でもあるが、国会で鮮明となる。それは本年度の明記すべき事項でもあるが、国会で鮮明となる。

この年度、われわれが反対に全力を傾注した顧問税理士制度は、直接に税理士の職域を犯すだけでなく、これが反社会的、反国民的税制構想によつたものだからである。それは本年度の明記すべき事項でもあるが、国会で鮮明となる。

この年度、われわれが反対に全力を傾注した顧問税理士制度は、直接に税理士の職域を犯すだけでなく、これが反社会的、反国民的税制構想によつたものだからである。

た付加価値税の政府構想なのである。目下、官制の税務協力団体でさえ反対を表明し、政府も一時的に論議を避けているが、これを以て導入困難と観測することは早計に過ぎる。税務行政の末端では業者団体と接触が重ねられ、機会を

反映する能力を欠いた日税連の機能を全国の税理士に問い合わせねばならないのである。そのため、われわれは今まで以上に運動の輪を広げ、密度を高め、より多くの利害に逆らい、その意向を吸収しないのである。

第八回定期総会を祝福し、眞に喜こぶことが出来る成果に向つて、新らたなる一步を力強く踏み出そう。積極的な総会参加によつてわれわれの堅固な意志とダイナミックな團結を会の内外に表明し

者の支持によって、国民的規模に運動で体験している。当局の不当干渉も、付加価値税構想と関係して認識できるものなのである。悪の芽を摘みとることに、早過ぎる振り構わざ成立させるのが政府、与党の体质であることは商法の意味を理解し深める必要がある。

この年度、われわれが反対に全力を傾注した顧問税理士制度は、直接に税理士の職域を犯すだけでなく、これが反社会的、反国民的税制構想によつたものだからである。

この年度、われわれが反対に全力を傾注した顧問税理士制度は、直接に税理士の職域を犯すだけでなく、これが反社会的、反国民的税制構想によつたものだからである。

この年度、われわれが反対に全力を傾注した顧問税理士制度は、直接に税理士の職域を犯すだけでなく、これが反社会的、反国民的税制構想によつたものだからである。

り、これに真正面から取り組む期に突入しているのである。当局での法案化はすでに完了したと聞いている。国会上程となれば、成り振り構わざ成立させるのが政運運動で体験している。当局の不当干渉も、付加価値税構想と関係して認識できるものなのである。悪の芽を摘みとることに、早過ぎる振り構わざ成立させるのが政運運動で体験している。当局の不当干渉も、付加価値税構想と関係して認識できるものなのである。悪の芽を摘みとることに、早過ぎる

振り構わざ成立させるのが政運運動で体験している。当局の不当干渉も、付加価値税構想と関係して認識できるものなのである。悪の芽を摘みとることに、早過ぎる

振り構わざ成立させるのが政運運動で体験している。当局の不当干渉も、付加価値税構想と関係して認識できるものなのである。悪の芽を摘みとることに、早過ぎる

**一、はじめに**

憲法14条1項（法の下の平等）  
憲法30条（納税義務）この二つの  
条文によって、国民は、すべて平  
等に納税の義務を負う。従って、  
「負担公平の原則」は、憲法上重  
要な法原則である。

しかしながら、租税法は、大法  
人優遇のさまざまな諸形態を有し  
そこには大法人と中小法人との間  
に租税負担の不均衡が見られる。  
ここでは、中小法人の大半を占  
める同族会社の特別制度のうち、  
行為計算の否認制度について考察

**二、同族会社の行為計算の  
否認規定**

する。  
年7月国税通則法の制定に関する  
答申)

かつて、国税通則法制定時にお

いて、租税回避行為の否認規定を

立法化しようとした時期がある

（諸般の事情により立法化されなかつた。）

相続税法64条）。

この規定の立法趣旨は、同族会  
社では株主と経営者との利害が相  
反する為に少数株主等による会社  
の行為計算が自由になされ、課税  
負担を免れるような行為計算を容  
易に行なうことができる。という  
考え方から否認規定を設けていた。  
これと同趣旨の判例（東京地判  
昭和33年12月23日行集9.7.277）

は次のように判示している。

「非同族会社では通常なし得な  
いような行為又は計算、ないしは  
同族会社であるがゆえに容易に選  
ぶことができた課税負担を免れる  
ような行為又は計算を否認して、  
非同族会社が通常なし得な  
い行為又は計算に引き直して課税  
するための規定であると解し、同  
族会社にのみ適用されるべきもの  
である。」と判示している。

**三、負担公平の原則と租税  
回避行為**

橋本恭典（名古屋）

いのに、負担公平の原則の特殊税  
法學的表現である実質課税とい  
うことは法安定性・予測可能性の観  
点から妥当でない。

実質課税の原則で否認できると  
考へられた見解の具体例をみると、そも  
そも実質課税の原則をもたらす必  
要のない場合か、単なる法的実質  
主義が問題となる場合である（詳  
細については、北野弘久「現代税  
法の構造」76頁参照）。

従って、負担公平の原則とい  
うことだけで租税回避行為を否認で  
きるとする見解は、問題があるよ  
うだ。

従って、負担公平の原則とい  
うことだけで租税回避行為を否認で  
きるとする見解は、問題があるよ  
うだ。

**四、租税法律主義と租税  
回避行為の否認規定  
の要否**

（租税法律主義）

憲法84条は、「あらたに租税を  
課し、又は現行の租税を変更する  
旨の規定を国税通則法に設ける  
ものとする。

2 負担公平の原則で否認できるか  
租税回避行為を、負担公平の原  
則の観点から否認し、通常の行為  
形式におきかえて課税できるとい  
う考え方があるが、それは上記答  
申の傍線部分でも明らかなよう  
に、立法上の措置によって果され  
るべきである。立法上の措置がな

1 税制調査会第二次答申（昭和36  
年7月国税通則法の制定に関する  
答申）

野弘久教授は次の二つに区分して  
いる。

（1）課税要件等の法定主義の原則  
（2）税務行政の合法律性の原則

（3）納税義務者、課税物件、課税標  
準、課税物件の帰属、税率等の課  
税要件はもとより、納付、徵収等  
の手続についても、国の代表機関  
である国会の制定した法律におい  
て能う限り詳細に規定されねばな  
らないとする原則である。

税務官庁は、税法律の規定する  
ところに従つて厳格に租税の賦課  
徴収しなければならないとする原  
則である。

（4）租税法律主義は、租税立法と税  
法の解釈適用の両方の基本原理で  
ある。とくに、税法全体に通ずる唯一  
の基本的原則としての位置を占め  
る。

**計算否認の問題****ジウム・テーマ**

# 同族会社の行為

●奈良大会・シンポ

が税法の解釈上認められるとすれば、これが当然の結果として認められる法概念である。

従つて同族会社の行為計算の否認規定は、適用の範囲を同族会社に限られるものではなく、税法の精神に照らし非同族会社についても、更に、個人についても租税回避行為と認められれば、同規定の適用なし準用を認めねばならない」と判示している。

(2) 否認規定を必要とする代表的な学説は、中川一郎「税法学体系(1)総論」である。次のように述べている。

わが国には、租税回避に関する一般規定は、ドイツ、オーストリアと異なり存在しない。従つて、これらの国においてならば、租税回避が成立する場合であっても、我が国では税法上否認権が税務官に与えられていないから、これを否認することができないのである。

(4) 批判  
①の批判としては、税法の解釈適用面の基本的原理である租税法主義を厳密に解釈しなければならない。法人税法132条は、同族会社について規定しているにもかかわらず、拡張解釈して「同族会社に限るべき理由はない」という

五、結論  
租税回避行為を否認する明文規定がない場合は、租税法律主義の要請により、否認することはできないと解するのが適正であると思う。ところが、否認規定としての同族会社の行為計算の否認は、法律で個別具体的に規定されておらず、通達で規定されていた(現在は廃止されている)。通達が法律で個別具体的に規定されておらず、通達で規定されていた(現在は廃止されている)。通達が法律の行為計算の否認規定を削除すべきである。

## 六、おりに

租税回避行為の否認規定が必要であるとするならば、非同族・同族を問わず同一の法律で個別・具体的に規定すべきである。しかし、この場合には、経済的観察法という概念が導入される危険性をはらんでいる。

「同族会社の行為計算の否認」はが一般に租税回避の否認を認め規定のないわが税法においては、同族会社の行為計算の否認を認め、その厳格な解釈適用が要請される。この否認規定は、包括的、一般的なものであつてどのような要件をみたす行為が否認の対象になるの

が適用は禁止されるのである。

(3) 批判としては、否認権を認めめる場合を厳格にするとしてもそれは、租税法律主義に反するものである。又、負担公平の原則と租税法律主義の要請とも同一时限でどちらに立つては、同族会社に限られるところに賛成できない。

一方租税法律主義は、解釈適用面での基本原理である。従つて、租税立法段階ならいざらすいたん制定された税法の解釈にあたって負担公平の原則を解釈適用上の指導的法原則としてもちだす必要はない。

即ち、憲法論の問題として、同族会社の行為計算の否認規定は、立法上不公平が存在しており大きな問題である。

更に、負担公平の原則の観点からは、非同族会社については否認規定を制定せずに、同族会社についてのみ否認規定を制定したといふところに立法段階での不公平があるといわざるを得ない。

なわており、これにより、租税負担の公平が阻害されている事実が見受けられることからみて、同族会社に限るべき理由はない。

これと同趣旨の判例、東京地判昭和40年12月15日、行集16.1.1916によれば、「『隠れたる利益処分』が、行なわれるのは同族会社が最も多いが、しかしこれが行なわれるのには必ずしも同族会社に限られるものではない。しかも、この『隠れたる利益処分』の法概念は、ドイツ法人税法6条のように特に明文がなくとも租税回避行為禁止の原則



## 除夜の汽笛で文明開化

—ミナト・ヨコハマ・エトセトラ—

木 健 (神奈川)

水川丸 もと日本郵船歐州航路の客船で太平洋横断二三八回の記録を持つが、今は岸壁に繋留されている。世界一周室、海庭探検館、船首樓、ブリッヂ等がある。

山下公園 昭和五年に日本最古のサイドパークとして

神奈川青税クラブの本拠地——横浜市。神奈川県の県庁所在地。前年で日本第三位の大都市。気候は概して温和。安政六年(一八五九年)開港以来横浜は東日本最大の商業貿易港としてわが国の産業、文化に貢献してきたが昭和のはじめ鶴見、神奈川などの臨海地域の埋立により京浜工業地帯の中心となりた。さらに最近の根岸、本牧の埋立地造成などにより商業都市から工業都市に大きく変ぼうし、これに住宅都市の機能も加えた文

化で国際色豊かな中枢管理都市へと発展の途を歩んでいる。行政区画一四区。市制施行明治二三年(一八八九年)横浜は東日本最大のムードで歩んでいた。それで横浜を百科辞典的に紹介すればこのようになります。しかし、これでは横浜の魅力は表わせません。横浜は西欧文化発祥の地で名勝、文化財、史跡も多く異国情緒あふれる国際港都としての特色が街全体にあふれています。こういった面から横浜を語るとき私は達筆つ子はミナトヨコハマと書きます。やはりこれでないと古くは『港の見える丘』新しくはタブル

止場と呼ぶ。歐米航路貨客船の発着所で岸壁の総延長九十六六米、幅四九・五米で上屋は昭和三九年に大樓橋ハマツ子はメリケン波止場と呼ぶ。歐米航路貨客船の発着所で岸壁の総延長九十六六米、幅四九・五米で上屋は昭和三九年に横浜國際船ターミナルビルとして近代的に改造された。

マリンタワー 地上百六米の十角型の塔で灯台としては世界最高

分に塗りわけられているがこれは航空標識をかねているからだ。ミナトヨコハマのシンボルである。水川丸 もと日本郵船歐州航路の客船で太平洋横断二三八回の記録を持つが、今は岸壁に繋留されている。世界一周室、海庭探検館、船首樓、ブリッヂ等がある。

山下公園 昭和五年に日本最古のサイドパークとして

外人墓地 山手の丘陵地にある外人墓地は春は桜、初夏はバラ、ツツジが咲き乱れ墓地というより花園の感がふかい。開港以来文明人が眠っている。鉄道開設に尽した英人モレル、ポンチ絵のワーグ

マンなどが遠く故郷を望んで眠っている。

三溪園 機械の西南方本牧の三つの丘陵に跨って造られた日本式庭園で五一、〇〇〇坪と広大な面積を持つ。複雑な地形と自然をうまく利用して丘の上には古塔を置き、据には蓮の葉が風にそよぐ大池をちりばめ昏なお暗い竹籬場、芝生広場、レストハウスなどがあり、港見学の修学旅行団体や一般市民の憩之地として賑っている。

私の若かりし頃などは夏の夕暮ともなるとアベックの別天地で大いにムードが高まつたものですが最近はどうなっていることか、となるとごぶさたです。

港の見える丘公園 昭和三七年開園、沈床花壇と展望台を持つ新しい公園の一つ。ここから眺める横浜港が一番美しい。山手の丘陵にあるため港はもとより山下公園に連なる。山手の丘陵た日には紺碧の東京湾をへてて本牧の街並を眼下に見下し、晴れ帶を望むことができる。

外人墓地 山手の丘陵地にある外人墓地は春は桜、初夏はバラ、ツツジが咲き乱れ墓地というより花園の感がふかい。開港以来文明人が眠っている。鉄道開設に尽した英人モレル、ポンチ絵のワーグ

の内に新年を迎えるのです。

②YOKOHAMA (社) 機械市観光協会